

千葉県入札監視委員会平成19年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成19年7月19日(木) 千葉県文書館6階多目的ホール	
委員	小野 理恵(千葉県大学法経学部准教授) 【欠席】 高橋 彌(千葉県工業大学元教授) ○ 服部 岑生(元千葉県大学教授) 藤井 一(弁護士) ◎ 丸山 英氣(中央大学法科大学院教授・弁護士) (敬称略・五十音順) ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成18年10月1日～平成19年3月31日	
審議案件	5件	1 平成19年度の入札契約制度改善について報告しました。 2 審議期間中に46件の低入札価格調査があったことを報告しました。 3 審議期間中に20件の指名停止があったことを報告しました。
一般競争	1件	
公募型指名競争	1件	
指名競争	2件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局(千葉県県土整備部建設・不動産課建設業・契約室)

TEL 043-223-3113

意見・質問	回 答
<p>1 一般競争入札 【江戸川第二終末処理場水処理東系列1 / 2機械設備工事】</p> <p>○ 県土整備部内における低入札価格審査委員会において審議した内容は、どのような内容だったのか。</p> <p>○ 低入札価格特別重点調査試行実施要領が平成19年3月から適用されているため、今回工事においては適用されていないが別表第2における割合の観点から、今回の値引きについてはどうなのか。</p>	<p>○ 審議に当たって契約担当所属である下水道課において、三機工業に対し事情聴取を行ったところ、高度処理の水処理施設の工事は、環境改善の観点から今後の導入が数多く見込まれることから、営業戦略上非常に重要なことであり、社内経費を削減してでも受注したいとのことです。これを踏まえ、三機工業から提供された資料を基に、機器の製作、現場施工における設計内容に沿った性能、品質を確保できる工事が担保できるか確認したところ、1つ目として、機器については開発費及び管理費等は削減されているものの、その製作に必要な材料費、製作費、製品検査費が確保されていること。2つ目として、現場における据付工事については、一般管理費等の社内経費を削減しているが、その材料及び労務の数量が適正に計上されていると考えられること。</p> <p>などから施工可能と判断し、低入札価格審査委員会に報告し、これらの内容について審議されたものです</p> <p>○ 直接工事費と共通仮設費、現場管理費、一般管理費等のそれぞれの割合については、直接工事費・75%に対して約57%、共通仮設費・70%に対して約51%、現場管理費・60%に対して約43%、一般管理費等・30%に対して約9%となっています。</p>

意見・質問	回 答
<p>○ 今回の機械設備工事は、製作から据付工事までだと思うが、その機器費が設計金額に対して業者の内訳書ではどうなっているのか。 また、自社製品なのか。</p> <p>○ 近年、エレベータなどの材質について、仕様に対して低い材質を使い、強度が低いということがあるが、材質はどのような指導をしているのか。 機器費を安くするために、適正な材料を使っているのかをどのように調べているのか。</p> <p>○ 開札調書を見ると4社が辞退しているが、何か要因があるのか。</p> <p>○ 江戸川第二終末処理場では、今後もこのような工事の発注があるのか。 あるとすれば、今回のようなことがまた起こる可能性があるが、同じ会社の製品でなければならないのか。</p>	<p>○ 今回の三機工業につきましては、機器については2/3を自社の工場で作成したものを据付するものです。 積算の内容について、県が設計した積算では最初沈殿池汚泥掻寄機・4基が約1億1,000万円、業者が提出した工事内訳書では3,540万円、反応槽散気装置において県の積算は、2億1,900万円に対して、業者は約6,000万円、最終沈殿池汚泥掻寄機・8機において県の積算は、約2億7,000万円に対して、業者は8,300万円となり全て自社製品となっております。</p> <p>○ 発注の段階で材質についての仕様書を設けています。 機器については、大型の機器になるため工場に行き、材料も含めた検査を行っています。 工場検査においては、ミルシートを見ることによりどのような材料を使っているのかが判るようになっていきます。 なお、検査については、県の技術管理課検査室の職員と同行して行っています。</p> <p>○ 18社中4社が辞退をしておりますが、今回工事は電子入札にて行っており、応札時に辞退ということで理由までは確認しておりません。</p> <p>○ まだ先の発注となると思いますが、今回の工事と同等なものとして、残りの半系列があります。 同じ会社の製品に拘らず、同等の性能・能力であればこの会社の製品でも構いません。今回工事における低入札価格調査を実施した調書の中で、高度処理の水処理施設の工事は、環境改善の観点から今後の導入が数多く見込まれることから、営業戦略上非常に重</p>

意見・質問	回 答
<p>○ 今回の機器を製作したこの業者が維持管理を受けるといことが考えられるか。</p> <p>○ 工事の契約において、保険的なものは県の中にあるのか。</p> <p>2 公募型指名競争入札 【銚子漁港広域漁港整備導流堤（川口）（補修）工事】</p> <p>○ 既存の構造と改良工法の内容はどのようなものか。</p> <p>○ 港内側の鋼矢板は撤去するのか。</p> <p>○ 50年後の補修時に、これだけのコンクリートを撤去するのは難しいのではないかとと思われるが、どのような形式とするのか。設計時点で、将来の補修時における環境影響・対策も考慮して設計すべきではないのか。</p>	<p>要なことであり、社内経費を削減してでも受注したいとのことでしたが、今後、高度処理は全国的に導入が数多く見込まれるということから、全国展開の営業戦略上のための受注実績を作っておきたかったと考えられます。</p> <p>○ この業者については、維持管理業務を持っておりません。</p> <p>○ 設備工事の場合、瑕疵担保が2年、義務付けとなっています。</p> <p>○ 既存は、二重鋼矢板形式の中に砂を詰め、コンクリートによる上部工を施してある構造です。改良工法は、既存の上部工を取り除き、河川側の鋼矢板を型枠代わりに使用、港内側には型枠を配置しコンクリートを打設する、重力式構造とする工法です。</p> <p>○ 港内側の現地盤以上を水中切断し撤去します。</p> <p>○ その時点での補修程度によりませんが、腹付け工法になるのではないかと考えています。</p>

意見・質問	回 答
<p>この工事は、変更設計をしているが、当初設計時の調査不足ではないか。</p> <p>○ 既存施設施工業者名はどこか。</p> <p>3 指名競争入札 【千葉市中央区亀岡町9番地先配水管整備工事】</p> <p>○ 最低価格2,880万円の入札者が2社あるが、どのように決定したのか。</p> <p>○ 配水管整備工事は色々な所で実施しているが、当該工事の1メートルあたりの単価は、一般的な配水管整備工事と比較すると高いのか、安いのか。</p> <p>4 指名競争入札 【住宅市街地基礎整備（その3）工事】</p> <p>○ 新聞報道によると、談合情報があったようだが、どのように対応したのか。</p> <p>○ 通報された情報と落札者は違ったのか。</p>	<p>○ 漁港構造物集の諸元内容を基に設計したが、記載の無い箇所については現場着手後の確認となり、上部コンクリートの取り壊しが無筋から鉄筋へと変更になりました。</p> <p>○ 鹿島建設株式会社が請け負っています。</p> <p>○ 同額の最低価格で入札した2社については、ルールに基づいて、くじ引きで決定しました。</p> <p>○ 当該工事は、①舗装構成が高級であること、②朝夕の交通量が多いことから、警察と協議の結果、夜間工事としたこと、③既設管の土被りが3.5メートルと深いことから、道路管理者と協議の上、管内にエアーモルタルを充填して管を残置するなど特殊事情があったこと等の理由により、工事費は一般的な配水管整備工事より多少高くなっています。</p> <p>○ 談合情報対応マニュアルにより対応しました。「公正入札調査委員会君津地域整備センター部会」を開催し、入札予定を延期し、指名業者1社ずつ個別に事情聴取を行った結果、談合の事実が確認できなかったことから、誓約書を提出させ入札を執行し、落札者を決定しました。</p> <p>○ 同じであったが、事情聴取を行った結果、談合の事実が確認できなかったことから、誓約書を提出させ契約しました。 また、談合情報では、談合の日時・場所等も特定できませんでした。</p>

意見・質問	回 答
<p>○ 疑わしいものは、契約しないことも考えてよいのではないか。</p> <p>○ 8社全部を事情聴取したのか、また、時間はどの程度か。</p> <p>○ 事情聴取の内容は具体的には何か。</p> <p>○ そのような事情聴取では価値がないので、考え直さなければいけないのではないか</p>	<p>○ 談合情報対応マニュアルにより対応したところ、談合の事実が確認されなかったため、契約しました。なお、当地域では過去にも談合情報が寄せられているので、改善策を講じるまでの間、この後の年度内の入札を中止しました。改善策として指名業者数を約1.5倍に増やし、指名業者名を事後公表することに改めたことから、19年4月より入札を再開しました。</p> <p>○ 8社、全て事情聴取を行いました。時間は、約10分～15分程度でした。 なお、調査に値するとした場合、公正取引委員会に通報しており、事情聴取の結果・誓約書・入札結果を公正取引委員会と県警の捜査当局にも送付していますが、行政としては、捜査までは踏み込めません。 4月以降談合情報対応マニュアルを改正し、工事内訳書を提出させ、積算内容のヒアリングを実施することにより積算が自社で行われたかどうかを確認することとしました。</p> <p>○ 下記について事情聴取を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の受注希望の有無について ・見積もり方法等について ・落札予定者を決める会合等、または、電話及びFAX等による協議等の有無について ・他社からの要請、または、他社への要請の有無について ・談合情報の心当たりの有無について ・談合行為の有無について <p>○ 談合情報の信憑性の確認も含めて、行政のできる範囲の限界だろうと思うので、その後の調査ができる機関に関係資料を送付しているところです。</p>

意見・質問	回 答
<p>○ 工事の緊急性も感じないので、仕切り直しをすることもあっていいのではないか。</p> <p>入札監視委員会という制度がある以上、できることをやったという説明では委員会として機能しない。委員会としては、工夫の余地があると結論付けたい。マニュアルも検討して欲しい。</p> <p>5 随意契約 【平成18年度幕張メッセ施設整備建築工事】</p> <p>○ 施設整備とのことだが、今回で何回目の工事か。</p> <p>○ 過去の工事で随意契約になったケースはあるか。</p> <p>○ 工事の額は、毎年この程度か。</p> <p>○ 応募が1社しかなかったということだが、その考えられる理由は何か。</p>	<p>○ 幕張メッセの施設整備は、平成3年から毎年行っておりますので、10数回となります。幕張メッセは、平成元年に完成し、平成3年から施設整備を行っております。当初は、利用者の要望等に応えるための、施設の使い勝手の面での工事が主でしたが、最近は、施設維持のための補修等が主となっております。</p> <p>○ 今回の工事が初めてです。</p> <p>○ 建築を始めとして各種の工事があり、全体では年平均で3億円程度となります。</p> <p>○ メッセは、1年を通してイベントが開催されているため、その合間を縫って、利用者に支障が出ないように工事を行わなければならない、非常に困難なものです。そのようなことから、過去にメッセの工事を経験していない業者は、応募を控えたのではないかと思われます。</p>

意見・質問	回 答
<p>○ 分割発注は考えられないのか。</p> <p>○ 随意契約の根拠が、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号とのことだが、この条文を見ると、「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」とある。今回の件は、応募者がいるわけで、この条文に該当しないのではないか。</p> <p>○ 要件を一部変更して再度公告しているが、2回目の要件は、1回目よりも厳しくなっていないか。</p>	<p>○ 建築、機械といった工種での分割はしております。しかし、工種を分割して施工業者が増えると、イベント開催に支障が出たりして、施設の管理面での不安があるので、そのような分割は行っておりません。</p> <p>○ 公募型指名競争入札として、参加業者を公募しましたが、応募が1社しかいませんでした。しかし、競争入札実施要領で、応募者が1社しかないときは入札を取りやめることになっておりますので、本件での入札は行いませんでした。このことから、「入札者がいないとき」に該当する事案として随意契約としました。</p> <p>○ 1回目の要件では「展示場建築物」ということで、かなり厳しくしておりましたが、そういった施設の工事経験があるのは、調査したところ全国で20数社ありました。2回目では、「長さ50m以上の大スパン構造を有する延べ面積5千平方メートル以上の建築物」としており、展示場に限定しておりません。こういった施設は、体育館、レジャー施設、空港等、多数該当しますので、要件を満足する業者は、相当数に上るものと思われま</p>

委員講評

- 談合は世間が見ている問題である。談合に対してどう対応するのか。談合に関しては公正入札調査委員会で証明する必要はないと思う。怪しいのなら入札を取りやめるなどの対応が必要ではないか。
- 予定価格の仕組みに踏み込んで考えてもらいたい。談合に関しては、情報があつたら自主的に入札を取りやめて仕切り直すなど、先取りの形で改善をしてもらいたい。
- 談合に関しては、通報者が表に出てくることも必要ではないか。また、発注内容に対しては、設計内容を工夫し向上する取組をしてみてもいいか。
- 低入札、談合に関して重点的にかがったが、談合に関しては10月の改善のほかにも更なる制度改善の余地があると思う。